

変更請求の要旨（令和２年９月１日受付分）

1 変更請求の内容

糸島市市民課提示の新住居表示案は、志摩中央何丁目、志摩南何丁目などの新出の町名と疆域をもって構成されるが、これは法律・規程、歴史・文化、社会関係、地理的形態などにおいて妥当性を欠く面もあるので（後述）、その修訂箇所を示します。まず、従来の志摩師吉をはじめ初・稲留・井田原・松隈・稲葉など各名称と境界（疆域）は廃止ないし切断せずに生かし、丁目が絶対必要ならば旧町名にこれを付加する。なお、新案の志摩南１～３丁目などは、師吉の小字稲葉と同じく、小字の磐石（大石）を大字並に格上げして新町名とし、丁目を付することもできるが、当該住民の意向に従う、以上です。これはかつて前原市時代に新住居表示への変更を忌避した地域が、例えば荻浦１～５丁目、神在東１～４丁目などとしたのと矛盾しないものと考えます。

2 変更請求の理由

今次の新住居表示案は、第一に、国が定めた住居表示に関する法律（昭和３７年法律・第１０９号）とこれに基く「糸島市住居表示実施基準規程」のいう、「当該町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない」（法律）、「従来の町の名称（当該地域における歴史・伝統・文化の上で由緒ある名称を含む）に準拠して定めることを基本とする」（規程）に乖離・背反することは明らかで、〔中央〕、〔南〕などの字句もこの場合該当しません。第二に、歴史・文化面では、周知のとおり、中国の『魏志』倭人伝にみる女王卑弥呼の〔邪馬台国〕（原始国家）以前から先史・歴史上に姿を現わし、ながく対外交渉の舞台にも登場し、その姿は新住居表示の当該住民にも脈々と引きつがれました。それを知る基礎となる地名は、まさに「文化遺産」そのものです。第三に、地名と地区の切断が行政区とは無関係というのは、現時点での表現であって、地域の地縁的な生活共同体を必然的に分断するファクターとなるものです。当該住民が近い将来を危惧するのは正鵠を射たもので、住民無視といわれるのは当然です。第五に、新住居表示案の示す志摩中央１～７丁目と同南１～５丁目の地理的形態は、全体はもちろん後者のみを見ても、細い首を切断されそうな奇妙な姿であって、これは当該地域の急速な宅地化の真っ只中、現時点で拙速に継ぎはぎした今次の企画内容象徴するかのようです。